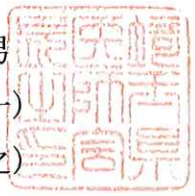


埼医業Ⅰ第４１５号
令和２年５月１８日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　丸　木　雄　一）
（担当常任理事　長　又　則　之）



小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に
関する補足資料の改訂（令和２年５月12日版）について

「小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する補足資料の送付について」については、令和２年５月８日付、埼医業Ⅰ第３５２号にて貴会あてにご通知いたしましたところですが、標記について日本医師会より別添(写)のとおり、さらなる通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知くださいますようお願い申し上げます。



写

（地 99）（健Ⅱ109）
令和２年５月１３日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢
日本医師会常任理事
平川

小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する
補足資料の改訂（令和２年５月 12 日版）について

今般、標記の件について厚生労働省より、各都道府県、保健所設置市及び特別区宛てに別添の事務連絡がなされましたので、本会からも情報提供いたします。

本補足資料につきましては、本年５月４日付（地 88）（健Ⅱ91）の文書等にて貴会宛にご連絡させていただきましたが、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和２年５月８日付事務連絡）において、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安が改訂されました。それに伴い、別添１、２の内容を改めて一部改訂したため、周知されております。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

【改訂箇所】

別添１（裏面）お子さんが以下のいずれかに該当する場合… 別添２　相談の目安	
旧	・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が４日以上続く場合 ・強いだるさや息苦しさがある場合
新	・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

事　務　連　絡
令和２年５月12日

各　都道府県
保健所設置市
特別区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する
補足資料の改訂について

「小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する補足資料の送付について」（令和２年５月１日付け事務連絡）において、小児の新型コロナウイルス感染症に対応したリーフレット「新型コロナウイルス対策（COVID-19）～子どものいるご家族へ～」（別添１）、フロー図「子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ」（別添２）をお示ししたところであるが、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和２年５月８日付け事務連絡）において、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安を改訂したため、今般、別添１、２の内容を一部改訂してお示しする。貴職におかれては、本資料を御確認の上、関係各所へ周知を行い、適切に御活用いただくようお願いする。

【照会先】
厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
医療体制班（内線：8060）
TEL 03-3595-3205



お子さんに受診を迷う症状がある場合について

◆ お子さんが濃厚接触者（※）である場合は、保健所の指示に従ってください。

◆ お子さんが以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に御相談ください。

・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

◆ なお、水分や食事がとれない、ぐったりしているなどお子さんに受診に迷う症状があるときは、新型コロナウイルスに感染しているか否かに関わらず、他の病気も考えられますので、速やかにかかりつけ小児医療機関に電話して受診を相談してください。

◆ また、かかりつけ小児医療機関の医師が診察した結果、必要に応じて地域の医師会等が運営する新型コロナウイルス感染症検査センター（地域外来・検査センター）等に紹介した上で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けることができます。

※濃厚接触者の定義
・新型コロナウイルス感染症と診断された者（以下患者という）と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
・適切な感染防具無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

国立感染症研究所のホームページ
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf



なお、このリーフレットは、令和２年５月12日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関する情報は、関係学会のホームページをご覧ください。
日本小児科学会　新型コロナウイルス感染症に関するQ&A
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200412_korona_Q_A_5_rev.pdf.pdf

別添１

新型コロナウイルス対策（COVID-19）

～子どものいるご家族へ～





令和２年５月12日版

厚生労働省

新型コロナウイルス感染の子どもにおける特徴

- 子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者の報告が日本国内、国外において大人に比較して少ないため、まだ分かっていないことが多いです。
- 現在分かっている情報では、子どもは感染しても症状が出ない、あるいは症状が軽いことが多いと報告されています。ただし、大人と比べると割合は低いですが、重症化することもあります。

子どもの感染予防



- 子どもにおいて特別な感染予防はなく、大人と同様に、手洗い・手指消毒を行ってください。
- ①密閉空間、②密集場所、③密接場面という３つの「密」を避けてください。
- 子どもは家庭内で感染していることが多いとの報告があるため、まずはご家族の感染予防が大事です。家庭内に感染の疑いがある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。



予防接種について

- 予防接種の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に注意する必要がありますが、ご家族と医療機関等の協力のもと、可能な限り予定通りに実施できるように、かかりつけ医療機関と相談してください。



乳幼児健診について

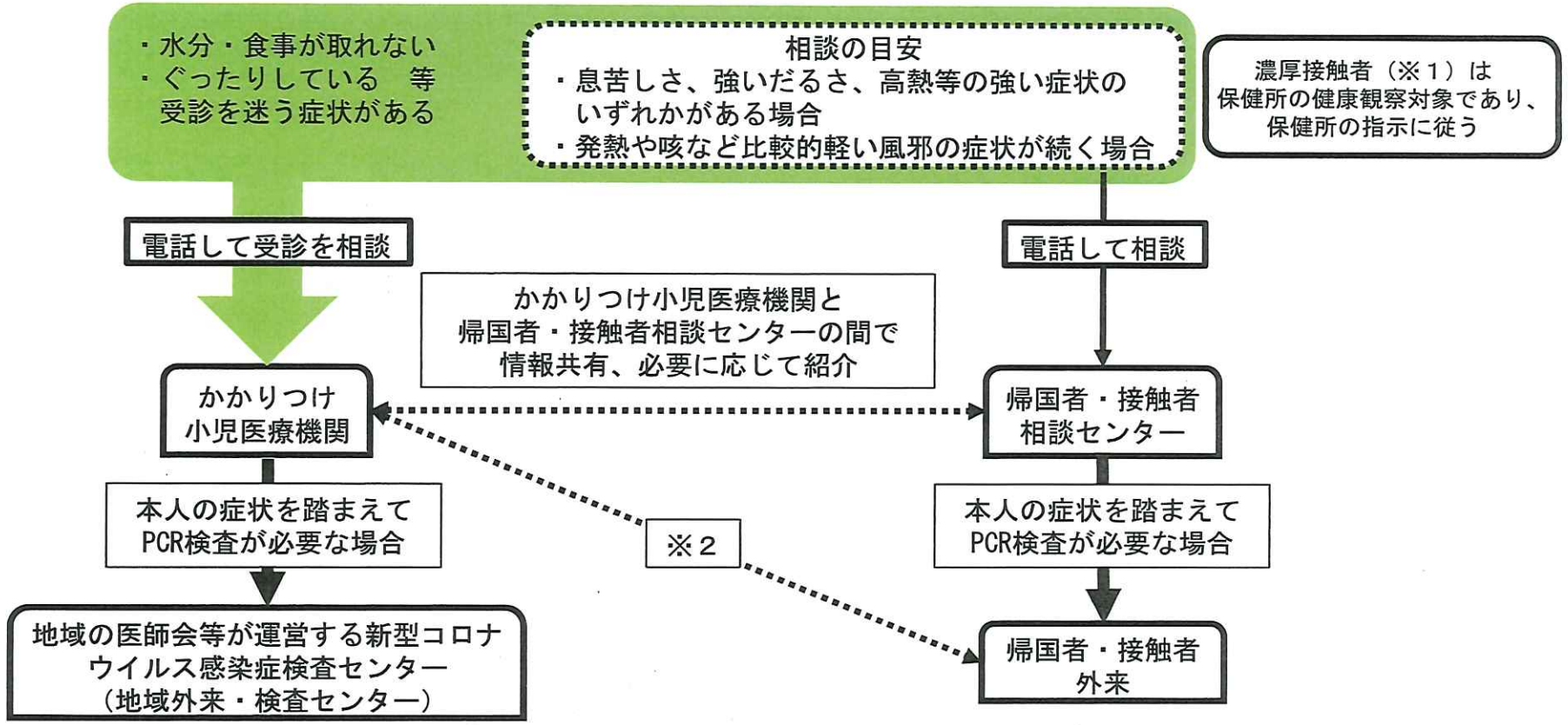
- 母子保健法で定める１歳６か月児、３歳児健診は、緊急事態宣言対象地域においては、地域ごとの感染の状況を踏まえ、集団での実施は延期している場合があります。
- 実施しているかの確認も含め、詳細はお住まいの自治体の案内をご確認ください。

子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ

令和２年５月12日版

別添２

子どもは風邪の症状を認めやすく、また症状を正確に訴えられないこともあることから、相談の目安に関わらず、
小児科医による診察を必要とすることがあります。このため、受診に迷う場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。



（※１）濃厚接触者の定義：国立感染症研究所のホームページ　https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf
（※２）関係者間で情報共有できている場合、かかりつけ小児医療機関と帰国者・接触者外来の間で紹介しても可